

保護者様

令和3年度における市悦型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

平素より、光の子グレースこども園の運営に関し、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。  
令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各給付認定保護者について「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額から、各給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが個別にお問い合わせいただければと思います。

このお知らせは、法定代理受領した施設型給付費等の額について、給付認定保護者に通知しなければならないことになっているため、このたび令和3年度の実績をご報告するものです。これにより、追加の給付や利用者負担額（保育料）の支払い等が発生するものではありません。

法定代理受領とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市から本園に対して直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。）

◎施設型給付費とは

お子さん一人当たりの保育に要する経費のうち、国が定めた基準で算定した額（公定価格）から利用者負担額（保育料）を差し引いた公費による負担額です。

$$\text{施設型給付費} = \text{国が定める経費の基準（公定価格）} - \text{利用者負担額（保育料）}$$

← 施設運営経費 総額 →			
← 国が定める経費の基準額（公定価格） →		← 基準を超える部分 →	
利用者負担額（保育料）	施設型給付費 （国・県・市で負担）	市負担額	施設負担額

令和 4年 4月 吉日  
光の子グレースこども園